



金 沢 市 公 報

号外第5号

平成29年(2017年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
● 公 告	
○ 一般廃棄物処理計画のうち平成29年度の実施計画について	(リサイクル推進課) 1

公 告

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成29年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 実施期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 2 処理区域
金沢市全域
- 3 収集処理
 - (1) し尿を除く一般廃棄物
 - ① 発生量（見込み）

区 分		発 生 量	合 計
市 の 関 与 量	燃 や す ご み	138,600トン/年	169,460トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	16,400トン/年	
	資 源 回 収 ご み	9,440トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	120トン/年	
	集 団 回 収 ご み 等	4,900トン/年	

② 処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による収集・運搬及び処分方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区 分		収 集 ・ 運 搬	処 分
燃やすごみ		直営、委託、自己搬入、許可業者	焼却
燃やさないごみ	埋立ごみ		破碎・焼却・埋立・資源化
	金属（空き缶以外）		資源化
	小型家電類		
	ライター		
資源回収	容器包装プラスチック		
	ペットボトル		
	空き缶		
	水銀含有製品		
フロン回収製品			
スプレー缶・カセットボンベ			

空き瓶		
粗大ごみ		破碎・焼却・埋立・資源化・再使用
多量ごみ		
犬、猫等の死体	委託	焼却

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収集・運搬	処 分
燃 や す ご み	自己搬入、許可業者	焼却
不 燃 ご み	自己搬入、許可業者	破碎・焼却・埋立
資 源 ご み	自己搬入、許可業者	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭系廃棄物は、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業系廃棄物は、排出者が自ら処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

③ 一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

- ・家庭ごみ有料化制度の導入
- ・市民・事業者との協働による減量活動の推進
- ・家具及び自転車のリユース（再使用）の拡大
- ・子育て支援リユース市（洋服及びおもちゃ）の開催など

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

- ・ごみステーションでの分別推進
- ・地域説明会の実施
- ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
- ・金沢学生ごみ問題検討会議の開催
- ・ごみステーションの管理や適正排出を啓発するサポーターを導入
- ・ごみ分別検索や外国語対応機能を備えたスマートフォン対応のアプリを導入

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成
- ・ダンボールコンポストの普及促進
- ・生ごみリサイクル循環システムの拡充
- ・ごみステーション器材購入費の助成

エ 違反ごみ対策

- ・夜間パトロールの実施や監視カメラの貸与

オ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

- ・事業所への指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出
- ・多量廃棄物排出事業所への実態調査及び指導
- ・研修会の実施など

カ 不法投棄防止対策

- ・5月30日（ごみゼロの日）から1週間の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
- ・11月の「金沢市不法投棄防止強化月間」に不法投棄防止ネットワーク会議やパトロール活動などを実施
- ・監視カメラによる不法投棄の抑制と行為者の特定など

キ 顕彰制度等の推進

- ・いいね金沢環境活動賞
- ・小学生を対象にした「ポスターコンクール」

④ 資源化の方法

ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町

- 会連合会へ交付
- イ リサイクル可能な古紙の資源化を推進するため、集団回収登録団体へ古紙等の回収量に応じた奨励金の交付に加え、保管庫等の器材購入費を助成
- ウ 家庭における資源ごみの保管負担を軽減し、資源化を一層推進するため、商業店舗や公共施設を活用した回収拠点を設置
- エ 事業活動に伴って排出される古紙について、資源化処理を行うよう事業所への指導を徹底
- ⑤ 金属類持ち去り対策
 - ア 資源ごみのステーションのパトロール活動を実施するとともに、警察と連携し合同取締りを実施
- ⑥ 収集・運搬計画
 - ア 収集区域
 - 金沢市全域
 - イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込み）
 - (ア) 家庭系廃棄物

区 分		排 出 方 法		収集・運搬方法	廃棄物の量
燃やすごみ		平成29年4月1日から平成30年1月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半透明袋に入れてステーションに排出 	週2回 ステーション収集	85,200トン/年
		平成30年2月1日から平成30年3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定ごみ袋に入れてステーションに排出 ・ 指定ごみ袋に入らない場合は、45リットルの指定ごみ袋を縛り付けるか貼り付けて排出 ・ 排せつ管理支援用具（紙おむつを含む。）、腹膜透析バッグ、せん定枝、落ち葉及び草花は、半透明袋に入れて排出可能 ・ せん定枝は、ひもで束ねて排出可能 		
燃やさないごみ	埋立ごみ	平成29年4月1日から平成30年1月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半透明袋に入れてステーションに排出 	月1回 ステーション収集	2,100トン/年
		平成30年2月1日から平成30年3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定ごみ袋に入れてステーションに排出 ・ 指定ごみ袋に入らない場合は、45リットルの指定ごみ袋を縛り付けるか貼り付けて排出 ・ せん定枝は、ひもで束ねて排出可能 		
定期収集			<ul style="list-style-type: none"> ・ 半透明袋に入れてステーションに排出 ・ 半透明袋に入らない場合は、そのまま排出可能 ・ 自転車などの大きいものは「不用品」と 		

			表示 ・ ナイフなどの危険物は、刃を紙で包み「危険」と表示		9,150トン/年
		小型家電類	・ 半透明袋に入れてステーションに排出 ・ 半透明袋に入らない場合は、そのまま排出可能		
		ライター	・ 中身を使い切る ・ ステーションの専用のかごに排出		
	資源回収	容器包装プラスチック	・ 汚れているものはひと洗いする ・ 半透明袋に入れてステーションに排出	月2回 ステーション収集	
		ペットボトル	・ キャップをはずす ・ 中をひと洗いする ・ ステーションの専用のかごに排出		
		あき缶	・ 中をひと洗いする ・ ステーションの専用のかごに排出		
		水銀含有製品	・ ステーションの専用のかごに排出		
		フロン回収製品	・ 半透明袋に入れてステーションに排出 ・ 半透明袋に入らない場合は、そのまま排出可能 ・ 「除湿機」と表示して排出		
		スプレー缶・カセットボンベ	・ 中身を使い切って穴を開ける ・ ステーションの専用のかごに排出		
		空き瓶	・ 中をひと洗いする ・ 無色透明、茶色、その他の色に3分別する ・ ステーションの専用のかごに排出	月1回 ステーション収集	
戸別収集	有料戸別収集	粗大ごみ	・ 戸別収集受付センターに申し込む ・ ごみ処理券を貼付して、指定日に指定場所に排出	随時 有料戸別収集	1,400トン/年
		多量ごみ			2,400体
		犬、猫等の死体			

※ ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

※ 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）第28条第1項各号に掲げる一般廃棄物（長さ2メートル以上又は重さが55キログラム以上のもの、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機など）については、収集しない。

※ 「指定ごみ袋」とは、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第34条の2第1項に規定する市長が指定する袋をいう。

※ 金属は、全体の80パーセント以上が金属でできているもので、一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶を除く。

※ この表の規定にかかわらず、ボランティア清掃ごみや飼い主が不明な犬、猫等の死体については、随時、戸別に収集する。

(イ) 事業系廃棄物

区 分	排 出 方 法	収 集 ・ 運 搬 方 法	廃 棄 物 の 量
燃 や す ご み	事業所ごとに収集運搬許	必要の都度 収集	53,400トン/年
不 燃 ご み	可業者との契約のもと指		12,900トン/年
資 源 ご み	定された場所に排出		10トン/年

⑦ 施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1	金沢市鳴和台357番地
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日	250トン/日
炉 数	170トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・こん包	
処 理 能 力	12トン/5h	12トン/5h

※ それぞれ、瓶及び水銀含有製品の保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・こん包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	683,000立方メートル

(2) し尿

① 発生量(見込み)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	1,460キロリットル/年	8,960キロリットル/年
浄化槽汚泥等	7,500キロリットル/年	

② 処理方法

区 分	収集・運搬	処 分
し 尿	許可業者	固液分離及び好気性生物処理
浄化槽汚泥等		

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込み)及び方法

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	1,460キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥等	7,500キロリットル/年		
合 計	8,960キロリットル/年		

④ 施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
処 理 方 式	固液分離処理
処 理 能 力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町ハ272番地
処 理 方 式	好気性生物処理
処 理 能 力	64,800立方メートル/日

ウ 焼却処理

名 称	西部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
型 式・形 式	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日
炉 数	170トン/日×2基

エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	683,000立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化及び適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力その他の活動を行う。

平成29年(2017年)3月31日 印刷
平成29年(2017年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄